

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号） 1

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号） 10

○ 商店街振興組合法施行令（昭和三十七年政令第三百二十一号） 18

○ 技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第五百十八号） 24

○中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>第八百四十九条の二 第一号</p>	<p>監査役設置会社</p>	<p>（役員等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第二十二條 法第三十九條（法第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社法の規定</p> <p>第八百四十九條第三項第一号</p>	<p>監査権限定組合以外の組合</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>（役員等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第二十二條 法第三十九條（法第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社法の規定</p> <p>第八百四十九條第三項第一号</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（役員等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第二十二條 法第三十九條（法第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社法の規定</p> <p>第八百四十九條第三項第一号</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（役員等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第二十二條 法第三十九條（法第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社法の規定</p> <p>第八百四十九條第三項第一号</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（役員等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第二十二條 法第三十九條（法第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社法の規定</p> <p>第八百四十九條第三項第一号</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（役員等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 第二十二條 法第三十九條（法第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により役員又は会計監査人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社法の規定</p> <p>第八百四十九條第三項第一号</p>

(略)	(略)	(略)
<p>(組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第六十九条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える会社法の規定</p> <p>句</p> <p>読み替えられる字句</p>	<p>第八百四十九条第三項第一号</p> <p>監査役設置会社</p> <p>監査役(監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役)</p> <p>監査権限定組合(中小企業等協同組合法第二十七条第八項に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。)</p> <p>以外の組合</p> <p>監事(監事が二人以上ある場合</p>

(略)	(略)	(略)
<p>(組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第六十九条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える会社法の規定</p> <p>句</p> <p>読み替えられる字句</p>	<p>第八百四十九条第三項第一号</p> <p>監査役設置会社</p> <p>監査役(監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役)</p> <p>監査権限定組合(中小企業等協同組合法第二十七条第八項に規定する監査権限定組合をいう。)</p> <p>以外の組合</p> <p>監事(監事が二人以上ある場合にあつては</p>

5

(略)	第八百四十九条の 二第一号	監査役設置会社 監査役（監査役が 二人以上ある場合 にあつては、各監 査役）	監査権限定組 合以外の組合 監事（監事が二 人以上ある場合 にあつては、各 監事）
-----	------------------	--	--

5

(略)	(新設)	(新設)	(新設) 、各監事
-----	------	------	--------------

(削る)

(組合の創立総会又は総会の決議の不存在若しくは無効の確認
又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合に
ついて準用する会社法の規定の読替え)

第二十九条 法第九十六条第三項の規定により組合の創立総会又
は総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに
係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百
三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用
する場合においては、同項中「第九百三十条第二項各号」とあ
るのは、「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読
み替えるものとする。

(削る)

第二十九条、第三十二条

(略)

(組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第三十条 法第九十六条第四項の規定により組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、同法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合には、同項中「同項各号」とあるのは「同項第二号及び第三号」と、「組織変更、合併又は会社分割」とあるのは「合併」と、「第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十条第二項各号」と、「前項各号」とあるのは「前項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十一条 法第一百一十一条第二項に規定する政令で定める権限は、法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する権限のうち次に掲げるもの並びに事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうちその組合員の資格として定款に定める事業が金融庁長官の所管に属しないものに係る権限とする。

- 一 法第二十七条の二第一項の規定による設立の認可
- 二 法第百六条第二項の規定による解散の命令

三 法第百六条の二第四項及び第五項の規定による設立の認可の取消し

(都道府県が処理する事務)

第三十二条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

-
- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法第二条第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）に関する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
 - 二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が財務大臣の所管に属するものであつてその行う事業として定款に定められる事業に財務大臣の所管に属する事業及び財務大臣の所管に属する事業と密接に関連する事業を含まないもの（その地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する財務大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
 - 三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する厚生労働大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
 - 四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその
-

組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の権限に属する事務
その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2 前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九百零七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項

まで、第二百五条の四第一項から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条の二（第三項を除く。）並びに第百六条の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号及び第三号において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長

二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する環境大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務局長

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が

金融庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第一号に定めるものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限のうち法第百十一条第二項の規定により金融庁長官に委任されたもの、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

四 信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（全国を地区とするものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限のうち法第百十一条第二項の規定により金融庁長官に委任されたもの、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

（主務省令）

第三十四条 この政令における主務省令は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行うものを除く。）に関しては、その組合員の資格として定款に定められる事業を所管する大臣が共同で発する命令
- 二 信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に関しては、内閣府令
- 三 企業組合に関しては、その行う事業を所管する大臣が共同で発する命令

（削る）

（協業組合の登記について準用する中小企業等協同組合法の規定の読替え）

第一条の二 法第五条の二十三第五項の規定により協業組合の登記について準用する中小企業等協同組合法第九十六条第三項の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合においては、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第五項の規定により準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と読み替えるものとする。

2 法第五条の二十三第五項の規定により協業組合の登記について準用する中小企業等協同組合法第九十六条第四項の規定により会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合においては、同項中「同項各号」とあるのは「同項第二号及び第三号」と、「組織変更、合併又は会社分割」とあるのは「合併」と、「第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第五項の規定により準用する中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と、「前項各号」と

(削る)

あるのは「前項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

(組合の登記について準用する中小企業等協同組合法の規定の
読替え)

第七條 法第五十四條の規定により組合の登記について準用する
中小企業等協同組合法第九十六條第三項の規定により会社法第
九百三十七條第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を
準用する場合においては、同項中「第九百三十條第二項各号」
とあるのは、「中小企業団体の組織に関する法律第五十四條の
規定により準用する中小企業等協同組合法第九十三條第二項各
号」と読み替えるものとする。

2| 法第五十四條の規定により組合の登記について準用する中小
企業等協同組合法第九十六條第四項の規定により会社法第九百
三十七條第四項の規定を準用する場合には、同項中「同
項各号」とあるのは「同項第二号及び第三号」と、「組織変更
、合併又は会社分割」とあるのは「合併」と、「第九百三十條
第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第
五十四條の規定により準用する中小企業等協同組合法第九十三
條第二項各号」と、「前項各号」とあるのは「前項第二号及び
第三号」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第七条・第八条 (略)

(組合員への株式の割当てについて準用する会社法の規定の読

第八条 主務大臣は、商工組合又は商工組合連合会から次の事項について必要な報告をさせることができる。

- 一 組合員（会員たる商工組合（会員が商工組合連合会である場合にあっては、その会員たる商工組合）の組合員を含む。以下この項において同じ。）又は会員（会員が商工組合連合会である場合にあっては、その会員たる商工組合を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに組合員又は会員に出資をさせる商工組合又は商工組合連合会にあってはその出資口数
- 二 事業計画及び事業並びに収支予算
- 三 組合員が生産をする資格事業に係る物、その物の生産の設備若しくはその物の原材料、組合員が販売をする資格事業に係る物、組合員が提供をする資格事業に係る役務、組合員の資本金の額若しくは出資の総額又は組合員が使用する従業員に関する事項

(株式又は金銭の割当てを受けることができない者)

第九条 法第百条の七第一項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法第十八条第一項の規定により組織変更前の事業協同組合又は企業組合から脱退することとなる組合員とする。

(組合員への株式の割当てについて準用する会社法の規定の読

替え)

第九条 法第百条の七第三項の規定により組合員への株式の割当てについて会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十一条の規定を準用する場合には、同条第二号中「第八百七十四条各号」とあるのは、「第八百七十四条第四号」と読み替えるものとする。

第十条・第十一条（略）

替え)

第十条 法第百条の七第三項の規定により組合員への株式の割当てについて会社法第八百七十一条の規定を準用する場合には、同条第二号中「第八百七十四条各号」とあるのは、「第八百七十四条第四号」と読み替えるものとする。

（都道府県が処理する事務）

第十一条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるものうちその事務所の全てが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 一 法第五条の七第二項に規定する事務
 - 二 法第五条の十七第一項に規定する事務
 - 三 法第五条の二十二に規定する事務
 - 四 法第五条の二十三において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務
 - 五 法第九十五条第四項又は第百条の十一に規定する事務
- 2 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるものうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二に掲げる業種に属

する事業を含む商工組合又は商工組合連合会を除く。)に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一 法第九条ただし書に規定する事務

二 法第十七条の二(法第三十三条において準用する場合を含む。)に規定する事務

三 法第四十二条に規定する事務

四 法第四十七条、第五十四条、第六十九条第四項又は第七十条において準用する中小企業等協同組合法に規定する事務

五 法第六十七条又は第六十九条第一項から第三項までに規定する事務

六 法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する事務

七 法第九十六条第八項又は第九十七条第二項において準用する法第九十六条第五項に規定する事務

3 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるもののうちその行う事業(職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。)の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

4 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各

号に掲げるものうちその資格事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

5 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第一項各号に掲げるものうちその行う事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属する協業組合であつてその事務所の全てが一の都道府県の区域内にあるもの以外のものに関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

6 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて第二項各号に掲げるものうちその資格事業の全部又は一部が農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に属する商工組合であつてその地区が都道府県の区域を超えるもの（その地区が全国であるものを除く。）に関するものは、その主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

7 前各項の場合においては、法中前各項に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

(権限の委任)

第十二条 法に基づく主務大臣の権限であつて次に掲げるもののうちその行う事業に別表第一第三号及び第四号に掲げる業種に属する事業を含む協業組合に関するものは、その主たる事務所所在地を管轄する国税局長に委任されるものとする。

- 一 法第五条の七第二項の規定に基づく権限
- 二 法第五条の十七第一項の規定に基づく権限
- 三 法第五条の二十二の規定に基づく権限
- 四 法第五条の二十三において準用する中小企業等協同組合法の規定に基づく権限
- 五 法第九十五条第四項又は第百条の十一の規定に基づく権限

(準用)

第十三条 法第九十六条第五項に規定する行政庁の権限に属する事務の都道府県による処理及び同項の規定に基づく行政庁の権限の委任については、中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十二条及び第三十三条の規定を準用する。

別表第一（第十一条、第十二条関係）

- 一 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第一項の規定により登録を受けて行う塩の製造業

(準用)

第十二条 法第九十六条第五項に規定する行政庁の権限に属する事務の都道府県による処理及び同項の規定に基づく行政庁の権限の委任については、中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十条及び第三十一条の規定を準用する。

別表第一（第十条、第十一条関係）

(略)

別表第二（第十条関係）

（略）

二 塩事業法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定により登録を受けて行う塩の販売業

三 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類（以下「酒類」という。）の製造業

四 酒税法第九条の規定により免許を受けて行う酒類の販売業（販売の代理業又は媒介業を含む。以下同じ。）

別表第二（第十一条関係）

一 酒類の製造業

二 酒税法第九条の規定により免許を受けて行う酒類の販売業

改正案

（役員職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え） 第三条 法第四十六条の三第三項の規定により組合の役員職務及び権限について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
二項 第三百八十六条第	一項 第三百八十六条第	（略）	読み替える会社法の規定
四項 第三百四十九条第	四項、第三百五十三 条及び第三百六十四 条	（略）	読み替えられる字句
法第五十一条の	商店街振興組合 六十四条 三条及び第三百 六十四条	（略）	読み替える字句

現行

（役員職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え） 第三条 法第四十六条の三第三項の規定により組合の役員職務及び権限について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
二項 第三百八十六条第	一項 第三百八十六条第	（略）	読み替える会社法の規定
四項 第三百四十九条第	四項、第三百五十三 条及び第三百六十四 条	（略）	読み替えられる字句
法第五十一条の	商店街振興組合 六十四条 三条及び第三百 六十四条	（略）	読み替える字句

		七第二項	
<p>2 法第四十六条の三第五項の規定により監事の監査の範囲を會計に関するものに限定する旨の定款の定めがある組合の役員職務及び権限について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第三百五十三条	第三百四十九条第 四項	商店街振興組合 法第五十一条の 七第二項	
(略)	(略)	(略)	
<p>(役員)の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え)</p>			
<p>第六条 法第五十一条の六の規定により役員)の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第八百四十九条第 三項第一号	監査役設置会社	監査権限定組 合(商店街振興	

		五第二項	
<p>2 法第四十六条の三第五項の規定により監事の監査の範囲を會計に関するものに限定する旨の定款の定めがある組合の役員職務及び権限について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第三百五十三条	第三百四十九条第 四項	商店街振興組合 法第五十一条の 五第二項	
(略)	(略)	(略)	
<p>(役員)の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え)</p>			
<p>第六条 法第五十一条の四の規定により役員)の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第八百四十九条第 三項第一号	監査役設置会社	監査権限定組 合(商店街振興	

第八百四十九条の 二第一号	監査役設置会社	組合法第三十五 条第八項に規定 する監査権限 定組合をいう。 以下同じ。以 外の組合
(略)	(略)	監査権限定組 合以外の組合
(略)	(略)	(略)

え)
(組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替

第七条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三百八十六条第	第三百四十九条第	商店街振興組合

(新設)	(新設)	組合法第三十五 条第八項に規定 する監査権限 定組合をいう。 以外の組合
(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	(略)

え)
(組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替

第七条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第三百八十六条第	第三百四十九条第	商店街振興組合

第八百四十九条第 の規定	読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句	4	法第七十八条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	一 項	四 項、 第三 百五 十 三 条 及 び 第 三 百 六 十 四 条	法第七十八条に おいて準用する 同法第五十一 条の七第二項の規 定並びに同条第 五項において準 用する第三百五 十三條及び第三 百六十四條	
				(略)	(略)	第三 百八 十六 条第 二 項	第三 百四 十九 条第 四 項	(略)	商店街振興組合 法第七十八条に おいて準用する 同法第五十一 条の七第二項
				(略)	(略)	第三 百八 十六 条第 二 項	第三 百四 十九 条第 四 項	(略)	商店街振興組合 法第七十八条に おいて準用する 同法第五十一 条の七第二項
第八百四十九条第 の規定	読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句	4	法第七十八条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	一 項	四 項、 第三 百五 十 三 条 及 び 第 三 百 六 十 四 条	法第七十八条に おいて準用する 同法第五十一 条の七第二項の規 定並びに同条第 五項において準 用する第三百五 十三條及び第三 百六十四條	
第八百四十九条第 の規定	読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句	4	法第七十八条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	一 項	四 項、 第三 百五 十 三 条 及 び 第 三 百 六 十 四 条	法第七十八条に おいて準用する 同法第五十一 条の五第二項の規 定並びに同条第 五項において準 用する第三百五 十三條及び第三 百六十四條	
第八百四十九条第 の規定	読み替える会社法 の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句	4	法第七十八条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	一 項	四 項、 第三 百五 十 三 条 及 び 第 三 百 六 十 四 条	法第七十八条に おいて準用する 同法第五十一 条の五第二項の規 定並びに同条第 五項において準 用する第三百五 十三條及び第三 百六十四條	

(略)	(略)	(略)	<p>三項第一号</p> <p>監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）</p> <p>合（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。）以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）</p>
<p>第五百四十九条の二第一号</p>	<p>監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）</p>	<p>監査権限定組合以外の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）</p>	

5 法第七十八条の規定により監査権限定組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)	<p>三項第一号</p> <p>監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）</p> <p>合（商店街振興組合法第三十五条第八項に規定する監査権限定組合をいう。以下の組合 監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）</p>
(新設)	(新設)	(新設)	

5 法第七十八条の規定により監査権限定組合の清算人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三百五十三条	読み替える会社法の規定
(略)	第三百四十九条第四項	読み替えられる字句
(略)	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の七第二項	読み替える字句

(略)	第三百五十三条	読み替える会社法の規定
(略)	第三百四十九条第四項	読み替えられる字句
(略)	商店街振興組合法第七十八条において準用する同法第五十一条の五第二項	読み替える字句

改正案

（役員の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第六条 法第三十七条の規定により役員の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	監査権 限定 組合（技術研究組合） 合法第十五条に規定する 監査権 限定 組合をいう。以下同じ。
第八百四十九条の二第一号	監査役設置会社	監査権 限定 組合以外の組合
(略)	(略)	(略)

（組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替）

現行

（役員の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第六条 法第三十七条の規定により役員の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	監査権 限定 組合（技術研究組合） 合法第十五条に規定する 監査権 限定 組合をいう。以下同じ。
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

（組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替）

え)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 法第六十条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第八百四十九条第三項第一号</p>	<p>監査役設置会社 監査役(監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役)</p>	<p>監査権限定組合(技術研究組合(第十五条に規定する監査権限定組合をいう。以下同じ。) 以外の組合 監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)</p>
<p>第八百四十九条の二第一号</p>	<p>監査役設置会社 監査役(監査役が</p>	<p>監査権限定組合以外の組合</p>

え)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 法第六十条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第八百四十九条第三項第一号</p>	<p>監査役設置会社 監査役(監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役)</p>	<p>監査権限定組合(技術研究組合(第十五条に規定する監査権限定組合をいう。) 以外の組合 監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

(略)	(略)	(略)
	二人以上ある場合にあっては、各監査役)	監事(監事が二人以上ある場合にあっては、各監事)

5

(略)

(削る)

(組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条 法第百五十九条第三項の規定により組合の組織変更の

(略)	(略)	(略)

5

(略)

(組合の総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条 法第百五十九条第二項の規定により組合の総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項(第一号トに係る部分に限る。)の規定を準用する場合においては、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と読み替えるものとする。

(組合の組織変更の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条 法第百五十九条第三項の規定により組合の組織変更の

無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については
 会社法第九百三十七条第三項の規定を準用する場合には、同項中「各会社の本店」とあるのは、「会社の本店及び組合の主たる事務所」と読み替えるものとする。

(削る)

無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については
 会社法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的
 読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百三十七条第三項	各会社の本店	会社の本店及び組合の主たる事務所
第九百三十七条第四項	第九百三十条第二項各号	技術研究組合法第五十六条第二項各号
	各会社の支店	会社の支店及び組合の従たる事務所

(削る)

(組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条 法第百五十九条第四項の規定により組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、同

法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合には、同

(組合の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条 法第百五十九条第五項の規定により組合の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第三項の規定を準用する場合には、同項中「各会社の本店」とあるのは「各組合の主たる事務所又は組合の主たる事務所及び会社の本店」と、「設立する会社」とあるのは「設立する組合又は会社」と読み替えるものとする。

(削る)

項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と読み替えるものとする。

(組合の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条 法第百五十九条第五項の規定により組合の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九百三十七条第 三項	第九百三十七条第 三項	各会社の本店	各組合の主たる 事務所又は組合 の主たる事務所 及び会社の本店
第九百三十条第二	設立する会社		設立する組合又 は会社
第九百三十七条第			技術研究組合法

(組合の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)
 第十七条 法第六十八條の規定により組合の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	(略)	第八十八條第一項
読み替えられる字句	(略)	第二十四條各号
読み替える字句	(略)	技術研究組合法第六十八條において準用する第二十四條第一号から第十四号まで

(組合の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)
 第十九条 法第六十八條の規定により組合の登記について商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	(略)	第八十八條第一項
読み替えられる字句	(略)	第二十四條各号
読み替える字句	(略)	技術研究組合法第六十八條において準用する第二十四條第一号から第十五号まで

四項	
項各号	第百五十六條第二項各号
各会社の支店	各組合の従たる事務所又は組合の従たる事務所及び会社の支店

(株式会社を設立する新設分割の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十八条 法第七十条第二項の規定により株式会社を設立する新設分割の登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	(略)	(略)
第十八条第二項	前条第二項の登記の申請のいずれかにつき	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条第一項の登記の申請について同法第六十八条において準用する第二十四条第一号から第十四号までのいずれかに

(株式会社を設立する新設分割の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第二十条 法第七十条第二項の規定により株式会社を設立する新設分割の登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	(略)	(略)
第十八条第二項	第二十四条各号	技術研究組合法第六十八条において準用する第二十四条第一号から第十五号まで

(略)		掲げる事由があるとき、又は同法第五十五条の会社法第九十一条の登記の申請について
(略)		
(略)		

(合同会社を設立する新設分割の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条 法第七十二条第二項の規定により合同会社を設立する新設分割の登記について商業登記法の規定を準用する場合におけるこれら同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	(略)	読み替えられる字句
第八十八条第一項	(略)	読み替える字句
	前条第二項の登記の申請のいずれかにつき	技術研究組合法第六十八条において準用する第八十七条第一

(略)		
(略)		
(略)		

(合同会社を設立する新設分割の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第二十一条 法第七十二条第二項の規定により合同会社を設立する新設分割の登記について商業登記法の規定を準用する場合におけるこれら同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	(略)	読み替えられる字句
第八十八条第二項	(略)	読み替える字句
	第二十四条各号	技術研究組合法第六十八条において準用する第二十四条第一

(略)	
(略)	
(略)	<p>項の登記の申請 について同法第 百六十八条にお いて準用する第 二十四条第一号 から第十四号ま でのいずれかに 掲げる事由があ るとき、又は同 法第一百五十五 条の会社法第九 百十四条の登記 の申請について</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>号から第十五号 まで</p>